

使用料減免申請書と同時に提出する場合の許可申請書おもて面の書き方サンプル

(その2)

(表面)

都市公園内行為(催し)許可申請書

鳥取県中部総合事務所長 様

鳥取県都市公園条例第7条第1項の規定により都市公園内における行為(催し)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

令和〇年〇月〇〇日

＜注意点1：申請者について＞

減免を受ける場合、申請者は団体の代表者であって、その団体は企業(企業内組合を含む)でない必要があります。これが分かるように、申請者の所属と代表者であることが分かる肩書きを明記してください。

団体名と肩書きの記載がないと、減免を受けることができません。

郵便番号 682-0000

申請者住所 鳥取県倉吉市●●町111

氏名 ■▲地区自治会 会長

中部 太郎 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(電話 0858-00-0000)

(担当者：体育部長 天神花子 電話090-0000-0000)

公園の名称	東郷湖羽合臨海公園(南谷地区)
催しの目的	スポーツを通して会員間の親睦を図る
催しの期間及び時間	〇月〇日(土)、〇月〇日(日) 午前9時から午後5時まで
催しの場所及び使用面積	多目的広場、8,760㎡
催しの内容	■▲地区自治会 グラウンドゴルフ大会
参加予定者の人数	100人
その他参考となるべき事項	小雨決行

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

＜注意点2：催しの目的について＞

減免を受ける場合、催しの目的は、福祉・教育・スポーツ振興・文化振興・人権啓発・防災・健康増進・スポーツを通じた親睦等の公共的な目的の集会その他の催しである必要があります。

福祉、教育、スポーツ振興、文化振興、人権啓発、防災、健康増進、スポーツを通じた親睦のどれかはっきり分かる記載としてください。

〔催しの目的の例〕

- ・ゲートボールを通じて会員の健康増進を図るため
- ・運動会を通じて親子の親睦を図るため
- ・広く県民に向けて生涯スポーツの推進を図るため
- ・勉強会を通じて幼児教育研究を図るため
- ・県内外の中高生が〇〇競技を通じて親睦を深めるため

＜注意点3：電話番号＞

不明な点がある場合、申請者宛に電話させていただくことがあります。平日の日中に連絡が取れる電話番号を御記入ください。

＜注意点4：担当者について＞

「申請者は自治会長だが、平日の日中に連絡が取れるのは体育部長である」といった場合には、実際の担当者を(欄はありませんが追加で)このように書くことができます。

(裏面)

- 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。
- 都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。
- 利用に当たっては、鳥取県都市公園条例第2条の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県都市公園条例第7条第3項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

使用料減免申請書

鳥取県中部総合事務所長 様

鳥取県都市公園条例第14条第2項の規定により使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

令和 年 月〇〇日

<注意点1：申請者・担当者について>  
許可申請書と同じ内容を書いてください。

申請者 郵便番号 682-0000  
住所 鳥取県倉吉市●●町111  
氏名 ■▲地区自治会 会長  
中部 太郎 印  
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕  
(電話 0858-00-0000)  
(担当者：体育部長 天神花子 電話090-0000-0000)

許可年月日及び番号	(空白で結構です)	
許可の内容	■▲地区自治会 グラウンドゴルフ大会のための多目的広場8,760㎡の使用	許可申請書の「催しの内容」と「催しの場所」の内容を左のような形で書く。
使用料の額	(空白で結構です)	
減免を受けようとする理由	スポーツを通して会員間の親睦を図るため	許可申請書の「催しの目的」の内容を左のような形で書く。
その他参考となるべき事項	6	

☆「その他参考となるべき事項」欄の記入方法… 下記の1～6から選んでください。

1. 公園管理者が都市公園の健全な利用の増進を目的として行う事業に協賛して行われるものために利用するとき（都市緑化月間における、写生、写真大会、マラソン大会等）
2. 都市公園の健全な利用の増進を目的とすると認められる集会その他の催しのために利用するとき（植樹祭、都市美化運動等に伴う催し等）
3. 小学校、中学校及び高等学校の体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る）のために利用するとき
4. 労働組合等が行うチャリティーバザー、労働相談等不特定多数の県民を対象とした催しに利用するとき
5. 国、県又は市町村が工事、業務で利用するとき
6. 上記1から5以外の場合で、以下のいずれにも該当するとき
  - ・申請者は団体の代表者であって、企業（企業内組合を含む）でないこと
  - ・営利目的及び広報目的でないこと（いずれも間接的なものも含む）
  - ・福祉、教育、スポーツ振興、文化振興、人権啓発、防災、健康増進、スポーツを通じた親睦等の公共的な目的の集会その他の催しであること